

本市職員による時差通勤の試行運用について

1. 目 的

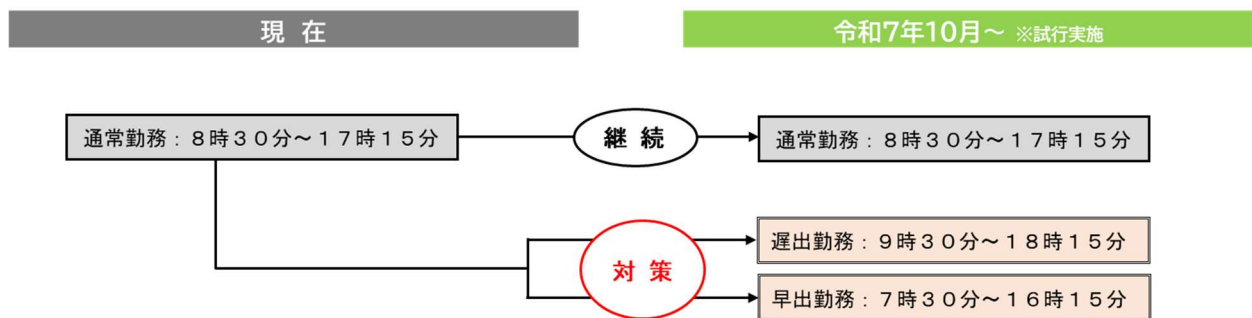
市民の快適な移動手段を確保するために、市内の交通渋滞の緩和につながる取組として、令和 8 年 4 月から本市職員による時差通勤制度の導入を検討している。これに向け、制度運用上の課題を抽出し整理することを目的に、来月 10 月 1 日から 1 か月間、本市職員による時差通勤の試行運用を実施する。

2. 現状と課題

大分河川国道事務所から提供されたデータによると、朝 7 時 30 分、夕方 17 時 30 分が最も長い渋滞が発生する時間帯であった。

3. 対応策

主に、自家用車・単車通勤の職員を中心に、1 時間早い早出勤務と 1 時間遅い遅出勤務の勤務区分を設定し、時差通勤を実施することにより、朝夕のピーク時における交通量の分散を図る。



4. 試行運用の対象課と対象者数 ※R7.9.24 時点

部局名	所属(課)	試行運用の対象課	早出勤務	遅出勤務	計
市長事務部局	7 5 課	3 2 課	1 2 8 人	1 1 5 人	2 4 3 人
教育委員会事務局	1 0 課	4 課	7 人	4 人	1 1 人
消防局	8 課	8 課	3 2 人	2 6 人	5 8 人
上下水道局	8 課	8 課	3 9 人	2 3 人	6 2 人
合 計	1 0 1 課	5 2 課	2 0 6 人	1 6 8 人	3 7 4 人

※試行運用の対象課の選定については、「多くの市民に対して窓口サービスを提供する課」「庁外業務が一定程度存在する課」「関係機関・団体の対応が一定程度存在する課」等の視点から各部局長が選定した。

5. スケジュール(案)

令和 7 年 10 月 1 日 時差通勤の試行運用を開始（～10 月 31 日までの 1 か月間）

令和 7 年 11 月上旬 時差通勤の試行運用に関する職員アンケート調査を実施

(参考) 試行運用の対象課窓口に掲示するポスター案

本課では職員による

市内の交通渋滞の緩和を
目的とした 

時差通勤の試行運用

を行っています。

市民の皆様のご理解をお願いします。



【試行期間】 10月31日(金) まで

《 3つの勤務区分で実施しています！ 》

※ 窓口等の開庁時間はこれまでとおり変更ありません。

早出勤務

7時30分
出勤

11～12時
休憩

16時15分
退勤

勤務時間

勤務時間

通常勤務

8時30分
出勤

12～13時
休憩

17時15分
退勤

勤務時間

勤務時間

遅出勤務

9時30分
出勤

13～14時
休憩

18時15分
退勤

勤務時間

勤務時間